

④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
	・ ・		
配 当 等 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円
	みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）	2	
	小 計 (1) + (2)	3	
	出 資 等 減 少 分 配 の 額	4	
	同上に係るみなし配当等の額	5	
	配 当 等 の 額 (3) - (4) + (5)	6	
	配 当 可 能 利 益 の 額 (24)	7	
	$(7) \times \frac{90}{100}$	8	
	((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額	9	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	10	
	支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11	
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	12	円
配 当 可 能 利 益 の 額 の 計 算	前 期 繰 越 損 失 の 額	13	
	買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の 合 計 額 (別表十(八)付表「5の計」)	14	
	一時差異等調整積立金の積立額	15	
	繰越利益等超過純資産控除項目額 (別表十(八)付表「14」)	16	
	控 除 済 負 の の れ ん 発 生 益 の 額 の う ち 当 期 加 算 額 (別表十(八)付表「34の計」)	17	
	買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の う ち 当 期 加 算 額 (別表十(八)付表「42の計」)	18	
	一時差異等調整積立金の取崩額	19	
	繰越利益等超過純資産控除 項 目 額 の う ち 当 期 加 算 額 (別表十(八)付表「49」)	20	
	差 引 計 (12) - (13) - (14) - (15) - (16) + (17) + (18) + (19) + (20) (マイナスの場合は0)	21	
	利 益 超 過 分 配 金 額	22	
	出 資 総 額 戻 入 金 額	23	
	配 当 可 能 利 益 の 額 (21) + ((22) - (23))	24	

別表十(八)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

この明細書は、平成28年4月1日以後に支払う配当等の額に係る事業年度（以下「適用事業年度」といいます。）について使用します。平成28年4月1日前に支払った配当等の額に係る事業年度（適用事業年度に該当する事業年度を除きます。）については、この明細書ではなく、旧別表十(八)を使用することになりますので、御注意ください。

別表十（八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、投資法人が措置法第67条の15第1項《投資法人に係る課税の特例》又は平成28年改正前の措置法第67条の15第1項《投資法人に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額 9」は、当期以前の各事業年度において措置法令第39条の32の3第7項第1号《投資法人に係る課税の特例》に掲げる金額がある又はあった場合には「又は(6)」を消し、その他の場合には「(3)又は」を消します。
- 3 投資法人において平成27年改正措置法規則附則第22条第2項《投資法人に係る課税の特例に関する経過措置》に規定する経過措置積立額がある場合には、「一時差異等調整積立金の積立額 15」には当該経過措置積立額を含めて記載し、「控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 17」には当該経過措置積立額を記載します。